

## 公益財団法人青森県体育協会 青森県優秀選手賞授与規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、スポーツ選手として優秀な成績を収めた者に対し、その栄誉を讃え、青森県優秀選手賞（以下「優秀賞」という。）を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

### (優秀賞の授与)

第2条 授与は、東北大会、全国大会において優秀な成績を収め、他の模範となる者に対して公益財団法人青森県体育協会会長（以下「会長」という。）が行う。

### (授与の基準)

第3条 授与は次の各号に該当する個人又は団体に対し行う。

- (1) 青森県に居住する者又は県外の大学に在学する青森県出身者で青森県代表として出場した者とする。
- (2) 青森県代表で、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会（定時制を含む。）全国高等学校選手権大会において第4位までに入賞した者又はチームとする。但し、チームの推薦人員は当該大会のエントリー数とする。
- (3) 青森県代表で、国民体育大会において第8位までに入賞した者又はチームとする。但し、チームの推薦人員は当該大会のエントリー数とする。
- (4) 青森県代表で、東北総合体育大会、東北選手権大会、東北高校選手権大会において優勝した者又はチームとする。但し、チームの推薦人員は当該大会のエントリー数とする。
- (5) 青森県中学校体育連盟からの推薦は、全国中学校体育大会において3位までに入賞した者又はチーム、東北中学校体育大会において優勝した者又はチームとする。但し、チームの推薦人員は当該大会のエントリー数とする。
- (6) その他前各号に掲げるものと同等の成績があったと認められる者又はチーム。但し、チームの推薦人員は当該大会のエントリー数とする。

なお、その年に青森県スポーツ賞、青森県特別優秀選手賞を受賞した者は除く。又、同賞で該当から外れた者で優秀賞に該当する場合は選考の対象とする。

### (推薦の方法)

第4条 各加盟競技団体は、第3条に該当する者がいるときは、推薦書（別記様式）により会長に推薦するものとする。

(被授与者の決定)

第5条 会長は、各加盟競技団体から推薦された者について、青森県体育協会総務委員会（以下「総務委員会」という。）の意見を聞き被授与者を決定する。

(授与の方法)

第6条 授与は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(授与の時期)

第7条 授与は、毎年1月に行うものとする。

(優秀賞の取消)

第8条 優秀賞受賞者に、受賞者として相応しくない行為があった場合、会長は総務委員会の意見を聞き授与を取消、受賞者名簿から抹消することがある。

(施行事項)

第9条 この規程に定められたものの他、優秀賞の授与についての必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、昭和53年11月16日より施行する。

附則

この規程は、平成元年2月26日より施行する。

附則

この規程は、平成2年11月7日より施行する。

附則

この規程は、公益財団法人青森県体育協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月20日から施行し、平成27年1月1日から適用する。